



プロの仕事現場

～検査員の体験から～



石川支店
下村 純平

「過大な漏電時には、感電に注意！」

私たちは、「電気のプロとして感電は絶対にあってはならない！」と常日頃から意識して業務に携わっています。そのため現場での危険予知は欠かせないものです。今回は私が体験した事例をご紹介します。

数年前、検査員になったばかりの夏のことでした。その日一軒目の年次点検を終えて、次のお客さまへ向かう途中に、営業所から電話がありました。内容は「お客さま設備に設置してある絶縁監視装置が動作している。大きな漏電が疑われるので、早急に向って欲しい。」との事でした。

次の年次点検が控えておりましたが、絶縁監視装置が動作した現場は、次の年次点検実施先に近かったため「すぐに向かいます。」と返答しました。

10分程で現場の工場へ到着。急いでお客さまに挨拶し、焦る気持ちをおさえながら漏電探査のため屋外キュービクルへ向かいました。ここで自問自答です。天候は雨。「もし過大漏電が本当に発生しているなら、扉開閉ハンドルに電圧が誘起されているかもしれない。身体も濡れており感電の危険がある。」キュービクルの前に到着後、しっかりと周囲を確認の上、低圧ゴム手袋を着用し、ハンドルを検電すると検電器のアラームが発音しました。

「やっぱり！」と思い、テスターでハンドル部の電圧を測定すると、100V程度の電圧が発生していました。その後漏電回路を特定し、調査のため工場内を探索すると、被覆の剥けた延長コードが鉄骨に触れており、約10Aの漏洩電流が流れていました。

この延長コードをすぐに撤去して、従業員の方に感電がなかったかを確認すると、幸いにも感電した方はいないとの事でした。あらためて連絡責任者の方に、注意を促すとともに、被覆が損傷している延長コードは使用しないよう、従業員の皆さまへ周知徹底をお願いしました。

今回、天候不良で時間のない中での作業でしたが、普段から繰り返し行ってきた現場での危険予知が生きた瞬間であったと思います。

お客さまにおかれましては、感電災害等を防止するためにも、漏電の発生等により電気設備に異常が生じた場合、当協会にご連絡いただき職員が到着するまでキュービクル等の電気設備に触れないようお願いいたします。

